

2012年9月議会 一般質問

2012年9月26日

民主党・県政クラブの田辺一城です。政務調査に基づき、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回のテーマは、子どもの「ネット依存」対策と、「貧困の連鎖」を防ぐための貧困・格差対策の強化です。

◇子どもの「ネット依存」対策

まず、現下の社会における緊要なテーマとして、子どもの「ネット依存」対策の必要性について、強く指摘したいと思います。さきほど、自民党の塩川(秀敏)先生が、学力・体力の向上とこれに関連して生活習慣等の問題にも触れられておりましたが、本日の「ネット依存」対策の必要性というのも根幹はここに置かせていただいています。

「ネット依存」対策に先駆的に取り組んでいる福岡市のNPO法人「子どもとメディア」や最近の報道によると、スマートフォンを含む携帯電話やパソコンなどの普及に伴い、インターネットに依存する人が増えています。中でも、子どもがオンラインゲームやソーシャルネットワークにはまり込み、食事や睡眠といった実際の生活リズムが狂ってしまうケースが顕在化しています。やめさせようとする家族に対して暴力をふるう事例も報告されており、親子関係や人間関係に重大な影響を与えています。

一方、対策や治療法の確立は遅れています。アルコール依存症の実績がある神奈川県横須賀市の国立病院機構「久里浜アルコール症センター」が「ネット依存対策部門」を2011年に開設したり、東京の民間クリニックが取り組んでいますが、「依存症」としての診断基準が日本にはありません。

こうした事態を重く見た「子どもとメディア」と日本小児科医会は今年2月、政府主導で対策に取り組んでいるネット依存対策の先進国・韓国から、専門家を招へいし、共同フォーラムを開催しました。このフォーラムについては、知事もパンフレットに挨拶文を寄稿されているので、ご存じだと思います。「子どもとメディア」は、ここで学んだことを踏まえ、6月、厚生労働省と文部科学省に具体的な提言を提出しています。

本県では、教育力向上福岡県民会議が提言した「福岡の教育ビジョン」の中で、「携帯電話やインターネット等の普及により、自分の部屋に閉じこもって、メールやゲーム等に興じる子どもが増えている」「携帯電話やインターネット等は、その使用に関する法や公共のルール、マナーが未整備なまま普及している」などといった課題認識を踏まえ、「規範意識育成の観点から、インターネットを利用したコミュニケーションの在り方等、情報モラルを含めた指導を一層充実していくことが必要である」との指摘がなされています。しかし、県や県教委の施策として、「ネット依存」対策が具体的に取り組まれている状況にはありません。

携帯電話の普及の激しさを踏まえると、たとえ依存症に至らずとも、その「予備軍」が多数存在していると捉えるべきであり、その意味で、子どもを巡る普遍的な問題と考えます。重要なことは、程度の差はあれ、インターネットにはまり込むことで、生活リズムに影響を与え、学習意欲や屋外で活動する機会が減り、規範意識も薄れるなど、子どもの健全な育成に悪影響を与えるということです。対策を放置すると、子どもの学力や体力の向上が阻害される恐れがあり、子どもたちへの「メディア・リテラシー」、つまり「情報教育」を充実させるため、教職員はもちろん、保護者にも問題点を強く意識してもらう必要があります。この点、県内の一部自治体では、乳幼児健診の機会をとらえ、保護者にメディアとの適切な向き合い方を促す啓発活動もあり、参考になります。

NPO 法人「子どもとメディア」の清川輝基・代表理事は、先日の私との意見交換の中で、「スマートフォンの普及を考えると、依存が増加するのは間違いない。『予防』をしていくためにも積極的に啓発をしていくべきで、大人がしっかりと知識を身に付ける必要がある。まずは、教育委員会と、校長、養護教員、スクールカウンセラーなどの現場の職員が参加し、『ネット依存』の実態を知るための研修会を開くべきだ」と述べており、県と県教委に協力する意向を示してくれています。また既に、「子どもとメディア」の判断基準を使い、実態を調査する方針を決めている学校も全国にはあるといいます。

そこで、知事と教育長にお聞きします。

第一に、県内の子どもの「ネット依存」の現状、また、過度な症状に至らずともインターネットが子どもの日々の生活に与えている影響などの実態について、どの程度把握されているか、知事と教育長にお聞きします。また、この際、地元の NPO 法人で全国的に評価の高い NPO 法人「子どもとメディア」の判定基準を活用し、教育現場で調査を進めるべきだと考えますが、教育長の見解をお聞きします。

第二に、「ネット依存」を防ぐためには、乳幼児期から親が携帯電話やパソコンを使

う上での危険性を意識できるようにするための取り組みや、家庭における親と子の当たり前のルールづくりが不可欠です。これらについて、今後の取り組みの方向性を知事にお聞きします。

第三に、現場の教職員の皆さんを対象とした研修会の開催や、子どもたちに対して情報を正しく利用していく能力を涵養するための「メディア・リテラシー」教育の充実、特に「ネット依存」の危険性を教えていくことが求められますが、今後、どのように取り組んでいくのか、教育長の考えをお聞きします。

◇生活困窮者対策—学習支援

今年 5 月下旬、「人気お笑い芸人の母親が生活保護を受給していた」との週刊誌報道をきっかけに、生活保護制度に対する関心が一気に高まりました。生活保護法に定めるところの「不正受給」は決して許してはならず、根絶すべきことは言うまでもありません。一方で、受給者の 8 割を高齢者、疾病者、障がい者世帯が占め、社会・経済情勢を背景として働ける若い年齢層で受給者が増加している現実、そして、親から子への「貧困の連鎖」が進んでいる現状を踏まえた冷静な議論が必要だと考えます。

そこで、中長期的な観点から、保護費の支出を抑制するため、「貧困の連鎖」を断ち切る取り組みが、極めて重要なものになってきます。

私は今月、東京 23 区の中でも保護率が高い足立区を訪ね、生活保護の「就労支援・自立支援プログラム」について説明を受けました。特に注目したのは、若年層に特化した就労支援プログラムの中に、「学習支援」が位置付けられていることです。足立区では、若者の自立を目指した支援活動に取り組んでいる NPO 法人に委託し、高校進学を目指す子どもの学習支援、中学 1、2 年生の学力底上げ支援に取り組んでいます。NPO が設置した区内のフリースペースなどで、原則週 2 回、1 回 1 時間半、指導を受けることが出来ます。子どもにしっかりと基礎学力をつけてもらうことで、将来の生活保護受給の可能性を減らしていく意思を感じる事が出来ました。

厚生労働省は今年度、生活保護受給者を含む生活困窮者の支援体系の確立を目指す「生活支援戦略」の策定を進めています。今年 7 月に示された「中間まとめ」では、基本目標に「親から子への『貧困の連鎖』を防止することを促進する」と宣言し、その取り組みとして「幼年期・学齢期の子どもや高校中退者、不登校者及び課題を抱える家庭等に対する養育相談や学び直しの機会の提供も含めた学習支援を積極的に展

開する」との方針を示しています。国としても、学習支援という早い段階での取り組みにより、「貧困の連鎖」を断ち切る強い意思を示そうとしています。

そこで、知事にお聞きします。

第一に、「貧困の連鎖」を解決するためには、生活に困窮している世帯と、そうでない世帯との学力の格差をなくす必要があります。そこで、福岡県としても学習支援の新たな仕組みを構築する必要があると考えますが、知事がどのような考えを持っているのかお聞きします。

第二に、厚生労働省の 2013 年度予算編成に向けた概算要求では、貧困・格差対策の強化として、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援・就労体験の機会保障や、生活保護世帯の子どもに対して介護福祉士養成などの授業料や生活費の一部を貸し付けて資格取得を支援するといった新規事業が含まれていますが、県としてこうした国の制度設計をどうとらえ、今後、貧困・格差対策の強化に向けてどのように取り組む方針なのか、お聞きします。

◇生活困窮者対策—若年層支援

さらに、「貧困の連鎖」を防止する観点から、若年層の就労支援・自立支援を強化する必要性についても指摘します。

先日、福岡県内のケースワーカーの方々から、保護現場の実情を教えていただく機会を得ました。そこで、ある方は「これからは若年層の自立のために、体系だった支援をしていかなければならないのではないかと。真のセーフティネットを目指すには、保護の現場に若者の就労支援のための『専門的な力』を入れていくべきで、新しい支援の仕組みをどう作っていくのかが課題」と話していました。高齢者や障がい者といった従来の受給世帯に加え、「その他世帯」に位置付けられる働ける年齢層の受給が増加していることで、保護現場の感覚では、就労支援や自立支援の「専門性」が求められるようになっていきます。つまり、環境が変化しています。

政府の地域主権戦略会議のメンバーで、日本大学経済学部の沼尾波子教授も全国紙に寄せた論考の中で、「きめ細かい自立支援には、個々のケースに寄り添う体制と、専門家によるサポート、地域や職場、学校との連携が不可欠だ。だが、自治体の現場ではそのためのマンパワーの確保が困難な状況となっている」「自治体職員数の確保、特に技能や経験を持った専門職員の確保や、外部機関や専門家との連携、支援団体との協力などを通じた支援体制整備が欠かせない」と指摘しています。

この点でも、視察で訪ねた東京都足立区の支援プログラムは参考になります。若者の自立を目指した支援活動に取り組んでいる NPO 法人に委託し、「アウトリーチ」である家庭訪問型を基本として、就労を支援するものです。複雑・多様化する保護世帯の実情に合わせ、きめ細かな自立支援を実現するため、外部機関や専門家と連携する体制を整備しています。

そこで、知事にお尋ねします。

第一に、本県でも働くことができる受給者層に対しては、自立・就労の促進事業や、職業能力・就労意欲を高めるための訓練事業を実施していますが、どのような成果が上がっているのか、お聞きします。

第二に、本県でも東京都足立区の先進例のように、福祉事務所やハローワークといった行政間の連携だけでなく、民間の支援団体や外部機関、専門組織などと力を合わせるスキームを構築することで、若年層の自立・就労支援をより実効性あるものにしていくべきではないかと考えますが、知事の考えをお聞きします。

◇貧困ビジネス対策

最後に、「貧困ビジネス」対策について、知事にお尋ねします。

生活保護の受給者をアパートなどに入居させ、生活保護費から、実態に見合わない家賃や食費などサービス利用料を徴収し、入居者の保護費を無断管理するといった形態の「困い屋」と呼ばれる貧困ビジネスが、近年、全国の都市部で横行しています。今年 3 月に全国紙が報じたところによれば、福岡市内でも、無届の「無料定額宿泊所」が元ホームレスに衣食住を保証して保護費の大半を管理し、外出を制限していたといいます。大阪府では 2010 年秋に、当時の橋下徹知事が主導する形で「貧困ビジネス規制条例」を全国で初めて成立させましたが、私は当時、この政策立案過程を強い関心を持って追っていました。

そこで、県として、こうした問題についてどの程度、認識していますか。また、無届の無料低額宿泊所などの県内における「貧困ビジネス」の実態を把握し、悪質業者を排除するために対策を検討する必要があると考えますが、見解をお聞きします。